

(NHK説明資料)

平成20年4月24日

各考え方に関する移行上の運用・手続きの懸念事項・検討課題

1. スクランブル化の場合

(1) ブラックアウト問題

- 現行からスクランブル放送への移行に際して、スクランブル解除の措置を全く講じなければ、スクランブルの瞬間に画面がまったく見えなくなる、いわゆる「ブラックアウト」を生じることになる。
- ブラックアウトの発生を回避または減少させるためには、スクランブル放送の開始前に、その後も受信を希望する受信者に対して、スクランブル解除の「鍵」を何らかの形で提供することが必要である。
- 「鍵」の提供方法としては、放送波を使用する方法などが考えられるが、1000万以上の視聴希望者が存在すると想定すると、ブラックアウトの発生を100%回避するために、どのようにすれば、事前に漏れなく「鍵」を提供することができるかが運用上の検討課題の一つ。

(2) スクランブル放送の契約と現行の衛星受信契約の関係

- スクランブル放送の契約は、一般的には対価契約になると考えられるが、スクランブル放送に移行する場合、現在の衛星受信契約とその対価契約がどのような関係に立つかが問題となる。
- 既存の衛星受信契約と新しい対価契約とは、異なる契約関係に立つことになると考えられるが、新たな対価契約の締結に関して、現在の衛星受信契約者の了承をどのようにとるべきかといった、契約を円滑に移行させるための手続き上の検討課題がある。

(3) スクランブル放送の場合の契約の単位

- スクランブル放送においては、受信機単位でオンオフをコントロールすることが必要である。
- 現在、世帯については「世帯単位」の受信契約としているが、スクランブル放送を行う場合、「世帯単位」を維持しようとするれば、各世帯に存在する受信機のB-CASカード番号をすべて登録し、これらを一括して視聴可能とするなどの措置を取る必要がある。

- しかし、このような仕組みを取る場合、不正視聴の可能性を否定できない。
(ある契約世帯に属するものとして登録したB-CASカードを、登録後に、契約のない他人に貸与するなど)
- 受信機単位で視聴制御を行うことと、現在の契約単位が「世帯ごと」(事業所については「部屋ごと」)であることとの関係をどのように整理して運用するかが課題となる。

2. 地上契約との一本化

(1) 加重平均額を取った場合の消費者契約法上の問題の有無

- 地上料額とする場合はともかく、加重平均額とする場合は、地上の受信契約者にとっては実質的に値上げとなるが、この場合、契約約款の不利益変更とも考えられることから、国会での予算承認による料額の変更だけで、法的手続きは十分かどうか、手続上の検討課題となる。

(普通契約のカラー契約への統合は、国内での白黒テレビの製造中止から20年以上が経過し、普通契約の占める割合が1%を切る状況で行われたが、そのような状況であっても、顧問弁護士の意見も参考に、白黒受信機のみを保有する受信者については、当面の間、経過措置を設けることとした経緯がある。)